

平成25年度 第4回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年5月27日(月)午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年5月27日（月） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第7号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市放射性物質対応指針にもとづく除染後の埋立箇所の測定結果について（施設課）
- 2 平成24年度就学相談実施結果について（教育指導担当）
- 3 学校給食用食材の放射性物質検査について（学校給食センター）
- 4 平成25年度青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について（文化課）
- 5 くん蒸消毒に伴う郷土博物館の臨時休館について（文化課）
- 6 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - イ 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 釜の淵新緑祭2013～生涯学習フェスティバル～事業実施報告（社会教育課）
- 7 平成24年度体罰調査について（指導室）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について（指導室）
- 2 青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について（指導室）
- 3 青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会設置要綱の制定について（中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	清水宏
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	山口茂
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	乙津義治
	社会教育課長	朱通智
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	山中典子

午後 1 時 30 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 2 5 年度第 4 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、平成 2 5 年 2 月 1 4 日開催の第 1 7 回臨時会および 2 月 2 1 日開催の第 1 8 回臨時会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 1 7 回臨時会および第 1 8 回臨時会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 2 1 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 成木小学校の運動会に行かせていただきました。校長先生のお言葉にもあったんですが、学区外から 2 0 数名の方が見えていて、大変活気がある、いい運動会ができたということで、私もそのような感想を持ちました。これも同じく校長先生のお言葉ですけれども、学年を超えて、あるいは男女を超えて、非常に学校全体が元気があって本当にうれしいと。私の隣に 2 代前の P T A の方も一緒に参加されていて、まだ若い地域の方なんですけれども、とても一生懸命声援されて、活気が大分戻ってきてうれしいというニュアンスのことをおっしゃっていましたので、今やっている制度は地道に成果を上げているということを改めて感じました。

【委員】 去る 5 月 1 5 日から 1 7 日に、東京ビックサイトで教育 I T ソリューション EX P O というのが開催されました。出展者数が約 6 0 0 社の日本最大の教育の I C T の展示会で、ぎりぎりになって知ったので、1 7 日に行ってまいりました。会場は、学校業務支援ゾーン、教材・教育本展示ゾーンなど 9 つの出展ゾーンに分かれていて、かなり広いところで、全部見て回るには相当しんどいところなんですけど、大体 2 0 ぐらい中身を見てきました。大きく言うと、一つは校務支援のシステムが何社さんかで展示されていて、ちょっと面白かったのは、テストの採点を

支援するシステムが展示されていました。どっちかという、イメージは塾に売るのを前提にしているんじゃないかという気もしたんですが、普通につくった答案用紙をスキャナで読み込ませて、ちゃんと枠かなんかをフィールドにアサインさせるような画面があって、あとは自動的にやる。一つ面白かったのは、複数の人の同じ問題だけの回答がババッと出てきて、まとめてババッと採点して、最後は配点をちゃんと入力しておけば合計して、あたかも手書きで書いたような丸がついて返せるというもの。あと、ざっと見て、電子的な黒板だとか、いわゆるアイパットみたいなものとか、いろいろなものを使ってやっているのはあったんですが、私の場合は本当に心に触れるものがなかったかなという気がしています。要は、先生の数というのは全国でいえば約45万人ぐらいいるのですから、その人たちが実際に授業をやる上で底上げできるような支援とは何なのかなということがまだまだ深くは考えられていなくて、今あるITを使って表面的に何ができるかなということだと、ちょっと感じた次第です。

ただ、そうはいいながら、新しいことというのはたくさんあるので、常にそういうのにアンテナを張りながら見ていきたいというふうに思っています。

【委員】 先週は、東京都市町村教育委員会連合会の総会に委員長と総務課長と参加させていただきました。総会後の懇親会で他市の同じ保護者枠の委員の方とお話しする機会をいただきました。皆さん、私より先輩でいらしたので、いろいろなアドバイスをいただいたりしてまいりまして、これをまた日々の活動に生かしていければと思います。

運動会は、私、今のところ全校を見学させていただいてまして、特に中学校を少し長めに今回見させていただきました。七中と泉中でしたので、規模も地域も全く違う二つの学校で、それぞれのよさがあって、同じ市内でこれだけタイプの違う学校がある環境というのは珍しいのではないのかなと思いました。

それから、昨日、三中で吹奏楽部の地域の方へのお礼のコンサートを、地域住民として聞きに行かせていただきました。三中では同窓会の会長さんを実行委員長に、吹奏楽部の楽器購入支援のための応援する会をつくられて、昨年末から、三中地区の皆さんに寄付を募って、老朽化した楽器を購入したという、そのお礼で今年は盛大にやろうというような形だったんです。昨年、三中、今井小、三小の3校に吹奏楽指導で玉寄勝治先生―羽村一中―を吹奏楽の甲子園と言われる普門館に導いた先生でいらっしゃるんですけども、小・中一貫の音楽教育ということでかわってくださっているその先生も、地域がこれだけいい形でバンドをバックアップしているのは珍しいというふうにお話をされていました。

もともと吹奏楽というのはお金のかかる部活なので、楽器を買えないから部活に入るのを躊躇するみたいな活動なんですけれども、三中でも5年前は80名いた部員が、昨年は半分に減ってしまって、今年、そういう応援の動きがあったせいか、2・3年生を合わせた数より1年生の部員の方が多い、それで60弱の数までふえておりました。そういう意味では、青梅というのは本当に盛んないいプラスバンドを持った中学校がたくさんあるので、継続的な支援を地域と市と両方で支えていっていただければなと思いました。

【教育長】 私からもお話をさせていただきますが、5月30日（木）から15日間の会期で6月議会が開催されます。すでに教育委員会関係の一般質問として、8人の議員から12項目にわたる通告を受理しております。

その内容であります、「いじめ根絶」および「学力向上」の市議会決議について、不登校支援の強化について、小・中学校のエアコン設置についてなど、多岐にわたる内容となっております。これらの質問に対しまして、教育委員会としての姿勢や取組についてしっかりと答弁してまいりたいと考えております。

【委員長】 それでは、私から一つ。5月は総会のシーズンでございまして、さまざまな総会があつて、私もたくさん参加しています。その中で、東京都中学校理科教育会、全日本中学校理科教育会に出て、論議を深め合うことができよかったですけれども。後ほど学力についてのお話もありますけれども、理科にかかわって問題になったことは、やっぱり子ども自身の意識が浅いということ。これは大人も浅いんですよね。ですから、子どもにそれがはね返ってくる。だから、国民全体の科学に関する意識がきわめて低い状況にある。

それから、体験の不足とよく言うんですけども、周りを見ない子どもたちがふえているんじゃないかという話でした。ふだんの生活の中で、あるいは学校生活の中で、あるいは外に出たとき、周りが見えない。自分のところだけしか見ない。当然そうですね、ここしか見ていない人がいっぱいいますから。そういうことで、体験の不足というのは全体で考えなければどうしようもない。理科だけじゃないですね。ほかの国語や算数をとっても、きわめて日ごろの生活との結びつきが深いんじゃないかと思いました。

これから先どうしていくべきか、後でまたお話しし合えればいなというふうに思います。

(2)教育長報告

1 青梅市放射性物質対応指針にもとづく除染後の埋立箇所の測定結果について(施設課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、青梅市放射性物質対応指針にもとづく除染後の埋立箇所の測定結果について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 それでは施設課から、報告事項1、青梅市放射性物質対応指針にもとづく除染後の埋立箇所の測定結果について、をご説明申し上げます。

お手元の資料1をご覧ください。この表は、第三小学校、第五小学校、吹上小学校の除染後の埋立箇所について、青梅市放射性物質対応指針にもとづき、環境政策課が測定した結果でございます。

表の下から2番目、測定日が平成24年3月6日から3月22日の測定値であります。第三小学校では0.08、第五小学校では0.11、吹上小学校では0.07マイクロシーベルトで、いずれの数値も国の放射性物質汚染対策特別措置法にもとづく基準値1時間当たり0.23マイクロシーベルト以下の結果でした。このうち、第三小学校、第五小学校は、青梅市放射性物質対応指針制定以前の平成23年11月16日に除染埋立をした箇所の経過観察調査として、平成

24年3月6日に測定された結果です。また、吹上小学校につきましては、青梅市放射性物質対応指針の制定以前の調査におきましては、基準値より高い箇所はありませんでした。その後、平成24年2月10日に青梅市放射性物質対応指針が制定され、最優先で測定を行う施設の中に校舎がございます。小・中学校27校で順次調査が行われました。吹上小学校の調査は3月19日に行われ、その際、学級園内の1箇所で国の基準値0.23マイクロシーベルトより0.06高い0.29マイクロシーベルトの箇所がありましたので、除染し、埋立を行い、平成24年3月22日に埋立箇所の測定が行われ、0.07マイクロシーベルトの結果でした。

次に、表の右、埋立箇所の経過観察調査として、平成25年3月15日に測定が行われた表でございますが、平成25年3月15日には、第三小学校、第五小学校、吹上小学校の経過観察調査が行われまして、第三小学校では0.08、第五小学校では0.10、吹上小学校では0.06マイクロシーベルトで、いずれの数値も国の放射性物質汚染対策特別措置法にもとづく基準値、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以下で、安定した結果でした。

今後の埋立箇所の経過観察調査といたしましては、1年に1回、環境政策課が行います。

以上で説明を終わります。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想になります。一月ほど前にNHKのニュースで、福島の方でやっぱり除染というか、土を入れ替えたりした後の経過というのが出ていました。地面に近いところは確かに減っている、ところが高いところは減っていない、あるいはふえているというのがあって、その状況を調べたところ、近くの林にたまっているものが少しずつ抽出しているとか、そちらの地域では除染した土を大きな袋に入れて何カ所かにまとめてあるのから微妙に出ていて、除染そのものの効果は出ているんだけど、空気中の例えば二、三メートルのところでは若干そういう傾向があるということがありました。今ちょっと思い出したので、感想ということでお話しさせていただきました。専門的なことはわかりませんが、そういうことも地域では残っているのかなということ、改めて感じたという感想です。

【施設課長】 青梅市では、放射性物質対応指針というものができておりますが、国の汚染対策特別措置法にもとづく基準にあります1メートルという高さで測定をしているものが、比較的小さい子どもが集まりやすい場所では50センチという決まりもございますので、その50センチにあわせてやっている、また1メートルの箇所でも測っているということでございます。今もホームページ等に公表されておりますが、青梅市では決して高い数字は出ておりません。今後引き続き、この調査が放射性物質対応指針にもとづいて平成25年度も行われる予定でありますので、教育委員会といたしましても注視をさせていただきたいと考えております。

【委員】 測定値の数値というのは基準値以下ということで、子どもたちがその場所で遊ぶことは全く問題ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

【施設課長】 除染をいたしましたので、その箇所についても同等以下の数字になっております。

埋立地がこの数字でございますので、除染したところはもう少し低い数字になっておりますので、除染した時点でもうその箇所は通常の使用ができるということです。

【委員】 埋立地というのは、汚染されていたので、そのものをどけて、またきれいなものを入れたというところではなくて、集めたものを埋めてあるというところなんではないでしょうか。

【施設課長】 0.23マイクロシーベルト以上出たところは、除染し、その除去物を取り除いて、新しい土を入れるなり砂を入れるなりして均します。そのとったものを同じ敷地の中でストックしておかなければいけませんので、それを児童が近づきにくい場所に目印をつけて、60センチ程度掘って、そして30センチ程度の容器、袋に入れて、30センチ程度覆土をして埋めてありますので、その場所にも近づきにくい。そして、今までのところも、除去して新しい土を入れていきますので、安心して使用できるということでございます。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成24年度就学相談実施結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に報告事項2、平成24年度就学相談実施結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 初めに、事前にお配りしていましたが資料に不要なデータが載っておりまして、本日お配りの資料と差し替えさせていただきます。申しわけありませんでした。謹んでお詫びを申し上げます。

それでは、平成24年度就学相談実施結果をご報告いたします。報告資料2をご覧ください。

就学相談の件数は全体で159件。そして、その159件を29回の就学支援委員会で検討し、就学先につきましては、下の表のようになりました。

表の説明をさせていただきます。区分は、小学校と中学校を合わせた市内の小計と、都立の特別支援学校4校と、他市を合わせた市外の小計、そして通常学級、合計という形になっております。

市内につきましては、市内小計欄をご覧ください。新入学が71件、転入学が76件、合計147件ありました。平成25年度の学級数は、第一小学校から第三中学校まで全50学級でスタートしており、平成24年度に比べて6学級の増ということでございます。右端の備考には、知的・情緒等の障害種別、固定・通級の別を示しております。

市外の学校につきましては、都立羽村特別支援学校小学部から瑞穂第一小学校まで、新入学で9件、転入学で2件、合計11件の就学相談がありました。

通常学級の欄につきましては、就学相談の結果、指導委員会では特別支援学級等への入級を勧めるわけですが、通常学級を選ばれた方が新入学で1名ありました。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これも感想です。泉中の運動会にお邪魔しましたら、校長先生が、特別支援学級だけで1チームできるようになりましたと。ということは、かなりふえているということで、もう教室がいっぱいですというお話をされていました。

それから、就学支援委員会が29回とありますけれども、おそらく年度末ぎりぎりの2月、3月当たりまで、かなり大変な思いで就学指導の委員会が開かれて、メンバーの方はご苦労された結果がここにあるのだと思っていますので、本当にありがとうございましたということでお礼を申し上げたいと思います。

【委員】 この転入学というのは、市内で動かれているのか、あるいはほかの市町村から青梅に移っていらっしゃるのか。ボリューム的には新入学の方と同じくらいの方たちが動いていらっしゃるようなので。参考までに、わかればで結構なんですけれども。

【教育指導担当主幹】 今手元に正確な数字はないんですけれども、大方、市内の転入学になっております。通常級から特別支援学級の方に移りたいと、こういう要望にこたえての内容となっております。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 学校給食用食材の放射性物質検査について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項3、学校給食用食材の放射性物質検査について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 学校給食用食材の放射性物質検査の結果について、ご説明をさせていただきます。

東京都教育委員会から、昨年度実施した学校給食用食材の放射性物質検査を、平成25年度において当面1学期の期間について、従来と同様の方法で行うとの連絡がありました。検査は、給食調理日の前日までに調理前の食材を1校あたり4検体を上限としまして、1回の検査を行うものでございます。この検査について、先日東京都から検査日程について連絡がありましたことから、本日も報告することとしました。

なお、2学期以降につきましては、改めて区市町村の意向を確認し、実施の可否を決定しております。

お手元に配付させていただきました資料3をご覧くださいと思います。

初めに、検査期日につきましては、5月29日に実施いたします。

次に、検査品目でございますが、藤橋調理場はじゃが芋、大根、きゅうり、メロンの4品目を、また根ヶ布調理場はにんじん、玉ねぎ、キャベツ、トマトの4品目を予定しております。

次に、検査対象とする食材は、検査日の翌日の5月30日にそれぞれの調理場で使用する食材でございます。

次に、検査を実施する場所でございますが、立川市にございます東京都多摩教育センターにお

いて行います。検査日当日、学校給食センターの職員が検体を搬送いたします。

次に、検査の方法ですが、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータを使用したスクリーニング検査で、スクリーニングレベルは50ベクレル/キログラム、測定下限値は25ベクレル/キログラムとしております。また、検査結果が50ベクレル/キログラムを超えた場合には、ゲルマニウム半導体を用いた精密検査を実施し、検査結果を確定するとしております。

次に、検査の結果は、学校を通じた保護者への周知と、学校給食センターホームページ、給食献立表、給食だより等に掲載する予定でございます。また、教育委員会委員の皆様や小学校・中学校校長および市議会議員には、別途通知を差し上げさせていただき予定でございます。

次に、検査にかかる費用負担につきましてでございます。検体の食品購入費および検査場所への搬入費は、検査を依頼する市の負担ということになっております。検査費用、検体の廃棄処理料等は東京都の負担となっております。

学校給食用食材放射性物質検査については以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどの放射性物質の検査はマイクロシーベルト、こちらはベクレルですね。けたが違う部分があるんだけど、ベクレルというのはたしか、どれだけ出ているかを測る単位だと。ごちゃごちゃ出てきてわかりにくいんですけども、その説明をしてくださいとは言いませんが。なかなか受け取る側も難しいですけども。これを超えることがあってはならないというふうに思っていますし、また食材を購入する場合も、もう検査を経たものが来ているはずですよ。それでよろしいですね。

【給食センター所長】 一般に流通している食品については、安全性が確保されているものと思っております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 平成25年度青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項4、平成25年度青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について、ご説明をいたします。報告資料4をご覧くださいと存じます。

本事業につきましては、市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に補助金を交付して、本市における文化芸術の創造、発信、および交流を通じた文化の香り高い創造的なまちづくりに寄与することを目的で設けられたものでございます。

本年度は、教育委員会のホームページや市の広報などを通じまして周知しておりましたが、ご覧の6件の応募がございました。審査につきましては、去る5月10日に選定委員会が行われ、

お示ししたとおりの結果となっております。

なお、このうち3番、4番が不可となっておりますけれども、3番友愛学園成人部につきましては、福祉的意味合いの強い事業であること、また計画書の中に販売等がございまして、非営利であるという補助金交付要綱に抵触しております。また、4番のあーとせだーにつきましても、文化芸術というよりほかの意味合いが強いという判断をしておりました。また、補助金対象経費の申請額が予算額よりも超えておりましたことから、いずれも不可と判断をさせていただいております。

なお、1の申請者、文化交流機構「円座」につきましては、例年、青梅アートジャムの名前で申請をしておる団体でございますけれども、昨年度からこちらの名前に申請が変わったものでございます。

文化課からは以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 2点です。申請額が最高50万円というのは、上限なのかということが一つ。

それから、交付額の合計144万円なんですが、予算額150万円で6万円残っていますけれども、これは予備費なのか。その2点についてお願いいたします。

【文化課長】 交付額50万円と申しますのは、補助金交付要綱の中で上限が1件当たりにつき50万円、補助金は予算の範囲内においてということで定まっております。

補助金の予算額150万円に対しまして交付額144万円ということで、残りの6万円につきましては、最終的には不用額というような形で処理をさせていただくという考えでございます。

【委員】 その6万円がちょっと気になったのは、例えばアートプログラム青梅の方はかなり歴史もありますし、最後の報告書を見ると、ものすごい事業だなということをいつも感じています。その6万円も、上限を超えてしまえばしょうがないんでしょうけれども、何かうまく使えて、目いっぱいまで補助金として支援できないかなということをちょっと感じたものですから、申し上げました。また来年以降検討していただけると、非常にうれしいなと思います。

【教育部長】 6万円余るという形でありまして、一応要綱上、50万円が限度ですので、56万円というのは要綱違反になってしまう。それから、この補助金の性格上、やはり予算の範囲内において交付するという条件がございます。そういう意味で、50万円の限度額支援をしているという形でご理解いただければというふうに思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 くん蒸消毒に伴う郷土博物館の臨時休館について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項5、くん蒸消毒に伴う郷土博物館の臨時休館について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、郷土博物館の臨時休館につきまして、報告資料5にもとづきご説明を申し上げます。

例年実施しておりますくん蒸作業でございますが、今年度につきましては、2の(2)作業の概要でございますとおり、6月28日(金)から7月7日までの10日間を予定してございます。そのうち、くん蒸に用いる薬品を扱う日でございますが、7月1日から7月3日までの3日間でございます。この3日間につきましては、博物館周辺の立ち入りも制限することになります。このことから、休館日となります7月1日を除きます7月2日および3日を臨時休館にしようとするものでございます。

なお、休館日の周知につきましては、3にございますとおり、広報おうめ、ホームページに掲載するほか、関連施設にも情報案内をしております。

また、7月2日で一連のくん蒸作業は終了する予定でございますが、薬品の濃度測定で残留濃度が高い場合は開放作業を延長することもございますので、7月6日および7日を予備日としております。

大変失礼いたしました。一点訂正がございます。2、臨時休館の日程と作業工程でございますけれども、(1)臨時休館のところ、平成24年7月2日(火)、3日(水)2日間となっておりますが、平成25年の誤りでございます。謹んで訂正をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

イ 青梅市美術館運営委員会会議録(文化課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 釜の淵新緑祭2013～生涯学習フェスティバル～事業実施報告(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項6、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 平成24年度体罰調査について(指導室)

【委員長】 次に、報告事項7が上がっております。平成24年度体罰調査について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成24年度都内公立学校における体罰調査につきまして、ご説明を申し上げます。

資料については、報告資料の7、それからホッチキスどめの都内公立学校における体罰の実態把握についてという、東京都人事部から出ているものがお手元に配付をされておりますので、ご覧ください。

5月23日（木）に、東京都教育委員会から都内公立学校における体罰の実態把握についての最終報告が発表されました。平成24年度の都内公立学校での教育活動における暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑い例があるとして、報告のあった502校、983人の行為について確認を行ったところ、体罰と認定したものが146校、182人、不適切・行き過ぎた指導が335校、542人、指導の範囲内が85校、117人、非該当が88校、142人ということで、体罰と認定された学校につきましては、全校、学校名が公表されております。それが、お手元の人事部からの最終報告の資料の中に綴じ込んでございます。

青梅市の状況でございますが、市内小・中学校28校のうち、東京都教育委員会へ報告した学校数は、小学校2校、中学校7校でございました。本件については、定例教育委員会（4月）にすでに配付をさせていただいておりますが、このうち体罰と認定された学校はございませんでしたが、不適切・行き過ぎた指導は7校、小学校が2校、中学校が5校、指導の範囲内が2校、これは中学校2校でございます。という結果でございました。報告資料7の最終報告に、私が今申し上げた青梅市での最終報告の状況が書かれておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、青梅市では今後も体罰の根絶を目指し、市内全教職員への指導を教育委員会の事務局として継続をしております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 今朝だったか、昨日だったか忘れたんですが、文部科学省の方で指導といわゆる体罰の違いについて、ある程度線引きをするというようなお話がありましたので、それは今後一つのガイドラインになるのかと思っています。

青梅市の場合は、学校名の公表まで至らなかったということなんですけれども、実際にそれに近い危険性をはらんだ案件として、ここに7件があるということは、きちんと認識しなければいけないと思いますので、ぜひ学校の方に頑張ってくださいと思います。しかし、これによって、指導そのものが消極的になったりすることは避けないといけない。子ども全体のことを考えたときに必要な指導というのはあると思いますので、その辺はきちんと指導室を中心に校長会、生活指導主任会と連携して、いい指導ができるように、さらに頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

【委員】 先生方からの子どもたちへの体罰をなくすということ、それと子どもたちの中でも暴力はいけないということの両方ですね。先生方が注意をされるのを見て、子どもたちも暴力はい

けないんだということ、大人に対してだけでなく、同じ友達同士に対してもいけないんだという意識を持ってもらいたいと思います。本当に先生方、指導は大変だと思うんです。ここに何件かありますが、言うことをきかないで感情的になって手が出るという、そこをおさえる姿を子どもたちに見せてもらって、先生方がぜひお手本になっていただければと思います。

【委員長】 中学校の上の2件ですけれども、軽くはたいたというんですけれどもね。軽いのなら体罰にもならないんじゃないかと、まず一点思うことと、それから両方とも教員本人からの報告となっていますが、これは調査のときに報告があったのか、それともこの事例が生じたときにあったのか、教えていただければありがたいと思います。

【指導室長】 これにつきましては、それぞれ事例ごとに異なっております。調査の折に報告があった事例もございますし、またこの事象が行われたときにすぐに報告があったこともございます。ここもまたこれからの課題ですけれども、この程度であれば指導の範疇であると教員の方で認識し、教員のそうした認識で管理者への報告がなかったものもございますし、またこれはその子どもとの間での了解が成立しているというような解釈で報告を上げなかったものもございます。ですので、こうしたことも指導の範疇なのか、あるいはこれは不適切な指導なのか、体罰なのか、とても難しいところですが、先ほど〇〇委員からもいただいたように、やはり体罰とそうでない部分とのみとり方といいますか、そこが非常に大事でしょうし、また暴力の根絶という根本的な認識を深めることも非常に大事だと思っています。そういうことで、個々の事例において多少違うという回答をさせていただきます。

【委員長】 機会をとらえて校長先生方には、職員への指導に当たっては、やはりあってはならないことだから本当はない方がいいんですけれども、もしそういう事態になった場合、子どもの指導上、誤ってやってしまったことは速やかに報告があるような関係をつくるというか、職員把握というのはそういうふうにしていくと。いじめ等でもそうですよね。後からわかるというのは、どうもうまくない。だから、何でもその時点で速やかに何かの情報が得られるような学校にしていってほしいなと思います。

【委員】 この中で、中学校の方で厳しく叱責とか、暴言を吐いたという言葉があります。どうしても手が出せないと言口でというのは人間の心情ですので、そうすると今度は人権的な問題そっちの方になってきます。場合によっては、教員による言葉のいじめというふうになってくるので、それも含めて注意しなければいけないと思います。

それから、教育委員会の方で校長会等、生活指導主任会に配られる資料というのがあると思うんですね。できればそれを全教員に配付できないか。必ず配付するというぐらいの青梅ルールを決めていただいて、資料をもとに校長がきちっと朝会とか打ち合わせ等で、今の国や都の取組とか、市の取組について、事例を交えて話していくということ。要するに、市として、あるいは管理職として、あいまいな情報ではなくて、きちっと正しい情報を流していくということも、これから必要かなと思います。

【委員】 最後のページに体罰分類基準というのが載っているんですけれども、体罰と不適切な

指導というものの差異は、世間一般から見た場合にどう映っているのかなというのが、ちょっと心配です。結局、何でもかんでも不適切な指導にするんじゃないのなんていうご意見が出るんじゃないか。体罰じゃないんだということのために分類しているんじゃないかとか、ちょっとその辺を危惧するんですが、どうなんですかね。

【指導室長】 大変難しいところです。ただ、今回、なぜ体罰の部分だけを学校公表したのかというあたりに、その意味が非常に深く入っているのではないかと思います。ご覧になっていただければわかるように、子どもに大きな傷害を負わせています。あるいは、回数が非常に恒常的に長期にわたって実施されています。ですので、ここに別添で添えられている体罰の分類基準を見ると、何となくどこが本当の境目なのかという、非常に指導の流れの中でも難しい提起ですが、やはり一番大事なのは、子どもたちに大きな傷害を負わせたり、あるいは感情に任せて長期的にそれを何回も何回も継続していく、ここをまず根絶するというニュアンスで、都教委も公表に踏み切ったのではないかと思います。幸いにして本市ではそこまでのものはございませんでしたが、まずはその部分、一体どういう結果になってしまうのか、それは指導なのかどうか、そこからきちんと学校の方には研修等を通して、いろいろな事例の資料配付をして知らせていきたいと思っています。

【委員】 逆に、そういうふうに話してくれれば、先生方も勇気づけられると思うんです。これもだめ、あれもだめと言われるよりは、むしろこういうのが本当にだめなんだよというのが、今のお話でよくわかったので、よろしくお願ひしたいと思っています。

【委員】 それに関連してということでもありませんけれども、本人は体罰と認識していなくても、児童・生徒、保護者から体罰じゃないかということで、管理職の方に入るケースもあります。明らかに担任の方でやりましたということもあるでしょうし、ほかの教員が気がつく場合もあるでしょう。おそらく東京都のシステムとしては、学校から上がったものを地元の教育委員会、青梅市で言えば青梅市教育委員会がきちっと聞き取りをした上で、さらにそれを東京都に上げて、東京都がまたこの基準に照らしながらやっていくという幾つかの確認作業があるわけです。要するに、一つの案件に対して膨大な事故報告書が上げられた上で、先ほどのように、本市で言えば2件は指導の範疇であるというような流れできたと思うんです。即体罰になるとか、即指導になるという話ではない難しさが同時に含まれているんでしょうけれども、その辺のシステムも含めて、よく校長から職員の方にも話をしていただいた上で、とにかく行き過ぎた指導だと思った場合には、必ず校長に報告しなさいと。それでいきなり、あなたが服務事故だとかそういうことではないからと。そういうこともきちっと言っておかないと、どうしても人は隠すということが出てきますので、その辺の流れについてもきちっとこの際了解していただき、管理職として心がけた指導をしていただくようにぜひお願ひしたいと思っています。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について(指導室)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、平成25年2月26日に可決されました、青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組について、協議資料は1でございます。ご覧いただければと思います。

「いじめ」の根絶を目指す決議を受けまして、事務局ではそこで出された6つの施策について、重く受けとめ、真摯に一つ一つ取組を進めてまいりたいと思っております。本日については、この決議で出された一つ一つの施策ごとに、現在事務局の方で取組を行っていかうと思っております。これについて新たなものも含めまして表にまとめてみました。これを今日、私の方で簡単に説明をさせていただき、委員の先生方からご意見をいただいて、さらにそれをもとに修正を加え、7月の定例の委員会の折に再度出ささせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、協議資料1の「いじめ」でございますが、見方といたしましては、縦の列がそのときに施策として出された6項目でございます。横軸にありますものが、現在すでにあるものと、手を加えて実現できるものと、全く新規に行うものと、このような形で内容がそれぞれの枠に設けてございます。

まず1つ目、2つ目の施策、いじめ防止条例の制定を図ることと、いじめ防止のため第三者委員会の常時設置を図ること、この2点におきましては、現在こうしたものはございませんが、国会の方で審議されておりますいじめ防止対策推進法案の成立を待って考えていく方向でございます。

3点目の、いじめ発見のため継続的アンケート調査を実施すること。現在あるものとしたしましては、東京都のふれあい月間を含めて、年間5回のアンケート調査を実施しております。ふれあい月間が3回、本市独自のものが2回でございます。これをもとに継続していく上で、新規に行うものとして、いじめカルテを作成し、これを活用していきたいと、このような方向で現在作成の方を考えております。いじめカルテにつきましては、個々の児童・生徒のいじめ解決に向けた指導の状況ですとか、また一つの事案が解決した後も追跡してその子どものいじめの状況を把握できるように、あるいは担任がかわっても引き継げるように、そのような趣旨がございます。

4点目の、いじめ対応マニュアルを作成し、活用すること。この施策につきましては、今年の11月に「子どもたちの明るい未来のために」といういじめ根絶を目指したリーフレットを作成しております。さらに、これに毎年度、都の方から刊行されています人権プログラムをあわせて、校内等でリーフレットと人権プログラムを活用して研修会を充実させていきたいと思っております。また、新規に行うものとしたしましては、全教職員を対象にしたいじめ防止研修会、こちらの実施を今後検討してまいりたいと思っております。

5つ目の施策としまして、いじめ対応等のため、関係各機関との連携の強化を図ること。これについては、現在、学校サポートチーム（警察、児相、少年センター等の関係機関）と連携をして、もうすでに実施をしております。いじめゼロ宣言子ども会議も、本年度実施をする予定でございます。これに加えて、新規に行うこととして、本年度より1名、教育相談所にスクールソーシャルワーカーを配置する予定でございます。7月あるいは9月ごろからの実施予定ですが、このSSW（スクールソーシャルワーカー）を各学校への派遣という形で活用してまいりたいと思っております。また、この4月から窓口ができました東京都の公益通報弁護士窓口、こちらの方の活用も進めるための周知を進めていきたいと思っております。

最後に6点目ですが、いじめの当事者に対する緊急避難的措置の整備を図ること。この施策については、いじめ問題学校サポートチーム、これは現在すでに行っているものでございます。SV（指導主事）、教育相談所の所長、心理士等がサポートチームとして学校を支援しております。適応指導教室（ふれあい学級）、また出席停止や転出措置、こうしたものも現在ございますが、これに少し手を加えて実現できることといたしましては、例えば出席停止や転出措置等を、状況に応じて適切に活用できるように、これは当然アドバイスが必要でしょうし、教育委員会も連携して各学校長に周知をしていきたいと考えています。新規に行うこととしては、スクールソーシャルワーカー、相談所心理相談員による対応。相談所の心理相談員等にいじめ対応窓口担当者のような者を据えることも、一つのアイデアかと考えております。

以上が、まず「いじめ」の決議に対しての取組の現在の状況でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいま、「いじめ」の根絶を目指す決議に関して、決議文にある施策の項目ごとに、教育委員会事務局の取組が示されました。これから、「いじめ」の根絶を目指すために、教育委員会としてどのような方向性を持って取組を進めていくのかなど、委員の皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

【委員】 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの方との違いみたいなものを、ちょっと教えていただけますか。

【指導室長】 スクールソーシャルワーカーというのは、一言で言えば、学校と家庭、保護者をつなぐパイプの役割を果たしております。スクールカウンセラーについては、その学校の中での相談を主に請け負っておりますので、やはり家庭訪問ですとか、そうしたことは行いません。相談をしたい者が出向いていくという形が基本でございますが、スクールソーシャルワーカーの場合は事例によっては家庭を訪問し、そして教職員とともに相談を進めていく。あるいは教職員が伴えない、要するに家庭の方で受け付けてくれない場合、第三者的な役割として、相談員として家庭に赴いて学校とのパイプ役を果たしてくれる。あるいは、どの関係機関につないでいったらいいのかというアドバイスもしてくれる。こうしたことがスクールソーシャルワーカーの主な仕事でございます。

【委員長】 質問を一ついいですか。いじめカルテというのを新規に行いたいということで載っているんですけども、具体的にどんなものを想定されているのかということ伺いたいと思

ます。

【指導室長】 今現在、本市で、カルテというのはいわゆる個票、児童・生徒一人一人の情報が入っている個票なんですけど、不登校カルテといったようなものはすでに使われております。やはり個人の情報をカルテのような形でまとめていくのは、不登校も同じなんですけれども、中長期的にその子の課題についてどう対応し、解決を果たしているのかどうか。それから、一つの事案が解決する前に、また新たな課題があらわれてくる場合もあります。そうなりますと、それが重なってたり重ならなかったりということで、ぼやけていってしまいますので、その子どもの今抱えている課題は何なのか。ここで言いますと、いじめですので、いじめが発生しましたら、それがどのような人間関係で起こったいじめなのか、どこがかかわっているのか。これは関係機関のかかわりもあろうかと思うんですが、しっかりと記録をとって、時系列でそれをまとめていく。解決をすれば、そこで終わりではなくて、そういう児童・生徒の場合、また新たにいじめが発生する可能性もございますので、常に担任や学校の教職員が、何かあったときにはそのカルテを見て、そしてこれまでの状況を把握して解決に当たると、非常にスムーズにいくケースがございますので、そうした意味ではこのカルテは大変有効に活用できるものと考え、現在作成を進めているところでございます。

【委員長】 いじめを論ずるときに、小学校もあるし、中学校もあるし、小学校でも1・2年の小さな子どもたちから、5・6年のもう分別が理解できるようになってきた子どもたちまで一緒に論じていると、どうもかみ合わない部分があるんです。そう感じながら考えていますけれども。

【委員】 今のいじめカルテの件ですが、私が前に似たようなこと——要するに、カルテとは言わなかったんですけども、学校としてきちっと引き継いでいけるようなシステムのカード形式が必要じゃないかと。それはなぜかという、例えばわかりやすい例でいきますと、保護者に対応したり、教育委員会に報告するときに、校長先生とか担任の先生が手持ちの資料を繰って、コピーをとって、そこから資料をつくっていくのでは大変な事務量になりますので、きちっと学校として共通のものに、気がついたこととか、いろいろなことを情報として載せていく中で、その経緯もわかる、背景も読み取れていくような、人間関係も読み取れていくような、そういうものができるといいですねというお話をした記憶がありますので、それに近いものかなと。最初、いじめカルタって何かと思ったんですけども、カルテということでわかりました。できる範囲で、ぜひお願いしたいと思います。記録が散逸しないようにというんでしょうかね。そんなことを思いました。

もう一点は、事務量的に、現在やられていると書いてあるんですけども、年間5回アンケート実施というのは、大変なことではないかなと実は思うんですね。もう6月ですから、1回目がそろそろ行われる時期ぐらいいに来ているんですけども、本当にこんなに回数ができるのかなというのがちょっと心配になります。事務量的にこの6項目全部対応していくとなると、膨大なことになってくるので、その辺うまく項目ごとの連携を図っていくことも必要かなと思いました。

最後に、大学生にいじめの対応についてどうしますかという中で出てくるのが、一番下の、出

席停止にしますということなんです。要するに、国も含めていろいろなところで言われている、わかりやすい項目で、教育委員会としては非常に対応が難しいこともあるんでしょうけれども。場合によっては、いじめの当事者ってどっちのことを言っているのか、いじめている側のことを言っているのか、いじめられている側のことを言っているのか、非常にわかりにくいところがあります。まだまだ課題はあると思います。6項目に応じてつくっていただいたのはわかりやすいんですけども、まずすぐに教育委員会として早い時期にすべきこと、それから中長期的、それから何年かかけてやっていくこと。いじめの場合、何年ということはないんでしょうけれども、時間の経過も含めて順次できる方法を一緒に協議させていただければと思います。

【委員】 今回は、議会の決議を受けてということもあって、こういう整理の仕方なんですけれども、たぶん本来は教育委員会としてのフレームワークがあって、そこに施策が書いてあって、それが議会で指摘されたことに対してはこういうふうに対応しますよという形にしたいなというのか、であるべきかと思っています。そういう意味では、例えば大きく分けると、いじめの未然防止みたいなことでいろいろな教育をやったり、でも不幸にして発生してしまったときの対処という意味で、まずとにかく早期発見みたいなものがあるって、そういうフレームワークですかね。最後に今の出席停止というのは、その対策のところ、やっぱりそうはいってもやり切れない部分があるという、ジャリスクマネジメントとしてこうだという整理があって、それを後でこっちに結びつけたらこうでしたというようなことがよさそうかなと。

そういう意味では、早期発見のためにはアンケートだけでいいのかなというのがちょっとあります。もっとタイムリーに知る方法がないのかなと。難しいんですけどね。きっといじめられている子が、友達にも親にも話せないというのを、どうやって見つけるんだよというのはなかなか確かに難しいし、下手をすると、本人にそういう自覚すらない可能性だってあるということなので、そう簡単ではないことはわかっているんですけども、ただアンケートすればいいやというものでもないような気も、ちょっと私はしています。それこそ少し長期になるかもしれませんが、そこを考えていこうかなという気がしています。

【委員】 今のアンケートの件で、前にお話しした教育相談日より、去年の講演会の資料の中には、担任が20%、アンケートが33%ぐらいという調査の結果があると書かれていますので、アンケートとしては一応その役割があると思うんですけども、やはり人の目で、大人の目で見るというのは、とても大切なことではないかなと思います。そこは、言葉ではちょっと言いにくいですけども、教員の感性というか、センスの問題がどうしても問われてくるような気がして、個人的にはそう思っています。やっぱり見過ごしてしまうというのは、教員の職務としての意識が弱いというか、感覚、感性が弱いというか、アンテナが低いというか、そういうところにつながってくると思うので、その研修会をしっかりとする必要があろうかと思っています。

それから、これもこの資料の中に書かれているんですが、いじめを受けたことがあるかどうかというアンケートではなくて、具体的にある・ない、たまにあるとか、それからどんなことがあったかということまできちんとアンケートをとっていかないと、子どもが思い出せないというか、

イメージがわからない。アンケートをとられる側の子どもが、あ、この間のあれはひょっとしたらいじめなんじゃないかとか、私は嫌な思いをしたわということに直接イメージがつながってくるようなアンケートでないと、漠然としてしまうということも書かれています。今、〇〇委員がおっしゃったように、やはり予防措置として、まだ年度初めですし、早期発見というのが一番大事なことではないかなという気がいたします。

【委員】 保護者の立場として。本当に子どもたちのいじめの状況というのは巧妙だったり、こないいい子がというような子がやっていたりします。これは本当に私個人のお願いですが、やっぱり見つけていただくのは長い時間一緒にいてくださる先生が一番で、長く見ている人だから、本当にちゃんと見ていれば、いじめなのか、遊びなのか、判断をしていただけるのじゃないのかという気持ちと、先生方が忙しくて休み時間の様子まで見ていられないというような学校の現状も拝見していますので、さっきのアンケートにもあったんですけど、お仕事をある一部を軽くして、その分、子どもたちの様子を見ていただく時間にもっていけるような仕組みづくりを、教育委員会の皆さんのご尽力でしていただいて、子どもたちを実際に見て判断していただける、そういう環境をつくっていただけるとありがたいなと思っています。

【委員長】 いじめの早期発見・早期治療はもちろんなんですが、それが見つからないから困っているわけで、それを見つける手だての一つに、生活ノートというのをやっていたことがあるんです。今は廃校になってしまったから続いていませんけれども。これは、後で出てくる学力向上とも関係がある。自分自身をいつも常に見させるといふか、振り返らせるという意味で、生活ノートがあったんです。そういう意味で、学習の意欲を高めるとか、あるいは学校生活の向上を目指すとか、そういう気持ちを常に持たせるためにチェックをするノート、個人ノートです。それが担任との間を行き来するわけですよ。親の間とも行き来する。そういう中から、言葉の中にいじめ等があらわれることがある。あるいは、いじめる側に立っているのを、自分自身が気づかないときがありますよね、きっと。あるんだと思います。いろいろな事例を見ていると、そうです。いじめととらえてなかったという、いじめる側に立った人の言葉がたくさん聞かれます。いじめられている側からだけの情報じゃなくて、いじている側が気づかないうちにいじているというのも見発見できる場合がある。そういう意味で、子どもをとらえる、何か冊子みたいなものを自分自身がつくっていく。小学生の小さい子なんかは絵日記とかそういうのをやっている学校が確かあると思うんですけど、そういう中にあらわれてくる。それがいじめカルテかななんて思ったんですけども、もっと幅広くとらえて、あわせて学習意欲も喚起するとか、そういうのができるといいかもしれないなというふうに思います。

それから一つ感想ですけれども、転出措置というのは、おそらく学校をかわった方がいいよとか、そこまでいくのかしら。かつて、いろいろな学校が悩んだことがあるのは、この転出が行われたんです。いただいた学校はかき回されて、しっちゃかめっちゃかする。こういうことは、やっぱり教育委員会としてはやってはいけないことだと思うんです。自分の傘下の学校の子どもは責任を持ってどうにかまっすぐ行けるようにする。転出措置を見て、そんな昔のことを思い出し

ました。

【指導室長】 ありがとうございます。ちょっとここで言葉不足だったんですが、それだけとは限らないと思いますが、いじめる方、いじめられる方でとらえたときに、転出措置はどちらかといえば、いじめられている方が緊急避難ということで活用が適切にできる一つの手段、方策と、こんなふうにとっています。出席停止というのは、どちらかといえばいじめている方。家庭待機でもって学習をする、生活指導を行う。それがすべてではないと思うんですが、そのような意味合いでございます。

【委員】 私も、このいじめ問題を考えるときに、何となく大人になった立場で考えているんですけども、ちょっと今、自分が小学校、中学校のときはどうだったのかなと思い出してみたいんです。逆に、大人が初心に戻って、昔自分が子どもだったときにどうだったかという、なくはなかったわけですよ。心当たりがあるんですよ、何となく。そういうときにどうだったかなという、暗黙のうちにだれかをいじめているときに、それをやめなさいよなんてとても言える雰囲気じゃない。なにお前、いい子ぶってるんだよとか言われて。そういう仲間の中に行くことが嫌で、黙っているという状態というのは結構ある。それで、教えなさいと言ったって、お前、先生に言いつけたなとか、そういう話になりがちなわけです。いいか悪いかはわかりませんが、匿名というのは非常に逆の話もあるんですけど、でも匿名であるがゆえに言えるということもあるので、その活用の仕方ですかね。目安箱がいいのかわからないですけど、何となくそれが発覚したときに、あ、あいつが言ったんだってわかっちゃうというのがあるので難しいんですけども、ただ言いやすさとしては、やっぱりどうしてもそのときの心境を考えると、自分が言ったんだというのがわかると嫌だなという、すごく強い思いがあります。何かその辺、うまいやり方が考えられないのかなというのが正直なところですよ。

【委員】 そう考えていくと、やっぱり教員の目というか、教員の感じる力というのが、一番大事だろうと思うんですよ。いじめはほとんど小声で行われているという言い方もされていますけれども、職業人としての教員ならば、感じてほしい、見つけ出してほしい。いじめになる前に、そういう可能性としてとらえることによって、経過観察した上で、それが未然に防げればそれでいいでしょう。それが結局、そういうお互いの心理的な状態の中にいる子ども同士の中での教育相談的な手法としてうまく回っていけば、学級経営にもつながってくると思う。そういうのとかかわりがあるような気がして仕方がないですね。

だから、アンケートのとり方というのはいろいろな方法があると思うんですけども、それは一つの方法としては有効かもしれませんが、教員の目というか、学年の目、隣のクラスの担任の先生とか、中学校でいえば教科担任の先生、小学校でいえば専科の先生、養護の先生、いろいろな方がいろいろな場面を見ていると思うんです。その辺の突き合わせの中で、悶々としている子どもたちの裏側を少しでも見つけ出していくという意識改革を、さらにしていくことが必要ではないかなと思います。

【教育長】 このいじめ防止条例とか、第三者委員会の常時設置というのは、国会でこれから審

議されるでしょう。与党案と野党案があるので、そういったもののいいところが取り入れられて法案が成立すると思います。そこに自治体としての責務とか規定をされてくるので、それはしっかりと取り組んでいかなければならないということと、それから今言ったアンケート調査とか、対応マニュアルとか、関係機関との連携とか、あるいは緊急避難的なものについては、ある程度現在実施もしていますし、制度としてもある。そういったものをいかに活用するかということの方が大事なのかなと。そうすると、先ほど委員さんがお話しされていたように、現場、第一線の学校現場でどれだけそういったものを発見できるかということだと思えます。やはりそれらについては、いじめの問題が今に始まった問題ではないので、かなり訓練なり、あるいは協議がされていると思うんですけれども、やはり改めて教育委員会からもこういうものだということを学校にきちっと発信することが、今の時点では必要なのかなと。なので、やはりこの決議を受けて、この一つ一つに対してしっかりと教育委員会が結論を出して、学校にしっかりと指導できるようなものをつくっていく。そうすることによって、教員も安心してそれに従ってやっていくとか、あるいはしっかりと子どもたちを見つめるということができていくのかなというふうに思うので、ぜひそのような視点から、もう少しご議論をいただければと思っています。

【委員】 ぜひ家庭にもいじめはいけないんだということを……。学校と子どもだけの問題ではなくて、保護者の間でも、いじめられる側にも原因があるのよみたいなことをいまだに言う人がいて、びっくりして口をつぐんでしまうんですけれども。大人たちが真剣にだめなんだと言っているところを見せていかないと、子どもたちはよく大人を見ているので、次の学力向上の家庭学習の定着と同時に、家庭にもぜひ、みんなで決めたからねということでお知らせいただければと思います。

【委員】 いじめの予防というか、元気な明るい学級づくり、そこから最悪の場合まで含めた流れをつくっておいて、それに対して教育委員会として、この時点ではこういうことをしますというふうに、それぞれ対応を入れていけば、それが学校に対して一番わかりやすい。マニュアルではないんですけれども、トータル的なものとして示せるような気が、個人的にはしています。流れで追って行って、その中に具体的な対応策を設けていくということが、1番から6番までの項目にも対応できるような気がします。こういう表はこういう表としてつくった上で、本当の初期予防とか、ふだんの学級の教科の指導から、最悪の場合の対応まで、とにかくトータルでつくっちゃうということではないかなという気がします。

【教育部長】 今いろいろご意見いただいておりますけれども、このいじめの資料については、むしろ決議への取組という観点からまとめさせていただいております。ですから、いろいろなご指摘、例えば教員の気づきの問題とか、家庭への周知の問題とかいうのは、また別の切り口の中で、いわゆる教育施策の概要で示されているいじめ対応をどのように組み立てて問題に取り組むかについてはお示しできると思います。今回、この部分について、いじめの決議に対して、この6項目に対して教育委員会としてどういうふうに臨んでいくかという方向性を特徴的に示させていただいておりますので、この方向性で、もっと個別の具体的な施策についてはこれからもし

ろいろご議論いただいて、ご意見等を伺いながら進めていくという形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 そう認識しているんですけど、ここを整理するときには、たぶん〇〇委員のおっしゃられているようなものがまずベースにあって、それをこっちに対応づけるというふうにしなないと、何となく場当たりのにやっているんじゃないかというイメージになってしまうのではないかと、たぶんそういう意味だと思うんです。よろしくお願ひします。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

本件については、事務局からの説明がありました取組に対して、教育委員会として各委員の意見を取り入れて、今後さらに議論を重ねながら進めていきたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市の小中学校における「いじめ」の根絶を目指す決議への取組については、今後さらに議論を重ねながら進めていくことといたします。

2 青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について(指導室)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組について、説明をお願ひいたします。

【指導室長】 それでは、もう一つの決議、学力向上を目指す決議への取組について、協議資料の2をご覧ください。こちらは、平成25年3月18日に可決をされているものでございます。いじめの決議同様、重く受けとめ、真摯に対応し、事務局としてこれから行うべきものについての方向性を幾つか出してみましたので、またご協議をいただき、ご意見をいただければと思ひます。

学力向上の施策も6項目にわたって出されております。

1点目、家庭学習の定着および充実のための施策の推進ということで、現在あるものとしたしましては、家庭学習を啓発するための保護者向けリーフレット、こちらの方は今年度当初4月にすでに配付済みでございます。それから、学校に配置されているパソコンに、もうすでにインストールしてありますドリル問題等を活用した課題づくり、これも現在活用しているところでございます。手を加えて実現できるものとしたしましては、今年度中、一応9月ごろを目途に、子ども向けの家庭学習啓発リーフレット。年度当初には保護者向けでしたので、今度は子ども向けの家庭学習の啓発のリーフレットを作成し、2学期から活用できるようにしていく方向でございます。新規に行うものですが、例えば現在、インターネット上にさまざまな無償提供のドリル問題等、これは学年別であったりとか、あるいは習熟度別であったりとか、教科はおそらく国語の漢字や算数・数学の計算問題が多いのではないかとと思ひますが、そうしたものを幾つかこちらも今見つけていますので、そういったものをもう少し精査をして、活用できるものであれば学校に周知をしていく。これが一つ新たな取組として上げているものでございます。

2つ目の施策、習熟度別クラスおよび少人数クラス導入の推進です。現在あるものとしたしましては、すでに算数・数学、英語、理科などで、少人数指導、習熟度別指導をほぼ全校で実施しています。これを今後も東京都へ、こうしたような加配の要望を続けるとともに、習熟度別指導や少人数指導等の中身の充実化を図る、そうした指導を加えていく。新たに行うものとしたしましては、学習支援の拡充ということです。いわゆる外部の人間を入れまして、教育活動支援員、教育ボランティア、学生支援員、今現在もこうしたシステムが青梅市にはございますので、この学習支援という分野での人員の拡充をすることによって、てこ入れができるのではないかとということでございます。

3点目の施策、放課後授業および土曜日授業の推進ですが、現在、東京都から示されているのが、月2回以内の中での土曜日授業の実施。これが東京都の方から通知がおろされているところです。こうしたことはすでに活用して、標準時数をほぼ20時間を上回るような教育課程が、平成25年度も組まれております。新たに行うことですが、放課後や土曜日ということありますと、なかなか教職員の勤務時間や、あるいは教職員の授業以外での対応、保護者対応、生活指導、事務処理、そうしたこともありますので、これも例えば部活動の外部指導員のように学校教育活動支援員——上の2番の施策と同じようなものなんですが、こうしたことを予算化して、休み時間や放課後等を使って補習に対応できるようなシステムをつくるのはどうなんだろうかということで、ここに書きました。

4点目ですが、学力向上推進委員会等への外部委員の導入でございます。この施策については、昨年度もこの委員会を立ち上げて取り組んで、本年度も発足はしております。メンバーはここに書いてあるような状況なんですけれども、本年度はここでつくっている分析資料にさらに手を加えていって、青梅市全体の学習状況報告書のようなニュアンスのものをつくり、学校へ配付することで、それを授業改善推進プラン等に生かし、授業力の向上、ひいては学力の向上につながるような、そういった報告書のバージョンアップをしていく。これが手を加えて実現できるものです。さらには、外部委員の導入ということが決議の中に出ていますので、これに対しては、そうしたような資料をつくった後に、外部の有識者等、例えば文科省の教科調査官等に依頼して、最後の仕上げというような状況で監修や評価をしていただく、このような方向をここに書いております。

5点目の施策ですが、学力向上のための長期計画の策定です。これまでも、今申し上げた学力向上推進委員会で学力向上に向けたさまざまな対応をしてみりましたが、きちんと何年の間にどうするかというような具体的な数値目標がございました。ですので、今回は5年間ということの中長期的な展望といたしまして、5年後に東京都の平均正答率を全教科で超える、これを目標に掲げて、学力向上のための長期計画の策定を進めていきたいと。こういうニュアンスでここに書いてございます。

最後の6点目ですが、全国学力調査等における市の平均正答率等の公表の推進です。東京都の方は東京都と青梅市、各学校ではなくて青梅市としての分析・正答率等は公表してまいりました。

全国につきましても東京都と同様に、全国・東京都・青梅市ということで、国や都や青梅を並べる形で平均正答率等を公表していくと。それは競争原理ではなくて青梅市としてはどこが課題なのか、何をもって達成したのか達成しないのかという分析上非常に大切な数値になりますので、このような形で公表していく方向で、ここに書かせていただいております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいま、児童・生徒の学力向上を目指す決議に対しまして、決議文のある施策の項目ごとに教育委員会事務局の取組が示されました。これから、児童・生徒の学力向上を目指すため、教育委員会としてどのような取組を進めていくのか、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

まず、質問のある方いませんか。

【委員】 市議会のこの決議における学力とは何を指しているのかという説明はあったんですかね。要は、単純に言うと、全国または東京都の学力調査の平均点のことを指しているのかどうかです。

【指導室長】 学力観を論議するというのも非常に大事なことだと思いますが、学力とは何かということについては、やはり公立学校ですので、学習指導要領に書かれている「確かな学力」、これしか言いようがないと思います。関心・意欲、それから知識・技能の習得、そしてそれらをもとにした活用的な力と。それはもう当然のことながら、指導要領に示されている学力観は全校でこれにもとづいた教育課程編成、また年間指導計画がつくられている。ここはもう逆に言えば変えようがないところだと私はとらえています。その上で、具体的にこうしたことが出てきたのが、やはりさまざまな学力調査での結果を見て、数値が非常に東京都等に比べても低い状況にあるものがある。全国や東京都の学力調査の結果だけがすべての学力をあらわすものではないのは、もう先ほどの確かな学力観から言っても確かなことなんですね。ただ、だとしても、やはり全国や東京都の学力調査の点は、ないがしろにするというか、無視してもいいかという、ここはやはり一つの目安として、全国・東京都全体で取り組んでいることですから、確かな学力観を持った授業が充実し、すべての児童・生徒に確かな学力観を持った授業が定着していけば、当然全国や東京都の学力調査の点もついていくのではないかというような考え方です。ですので、都の学力調査について、5年間で都の正答率に達成するというのを6番目に書いたんですが、それができたからといって、青梅市の児童・生徒全員の学力がすばらしく上がって、もう申し分がないかという、当然そうではありません。一つの目安として達成したというふうに私はとらえております。

ですので、長くなって申しわけなかったんですが、学力とは何かと言えば、それは学習指導要領に書かれている「確かな学力」ということでございます。

【委員】 今のお答え、わかるんですけども、子どもたちがかわることができているのは、全国の学力調査と東京都の調査だけですよね、簡単に言うと。ほかに、文部科学省がねらっている、学習指導にのっとって、教科書によって問題がつくられているならばわかるんですけども、

出された問題を見るとPISA型であったりしているわけですね。その辺の乖離が、僕はすごくあるような気がするんです。その辺をはっきりしていけないかと思っています。

【指導室長】 私もそういうふうに思います。その点については、一つこれは例ですけども、全国も、東京都の学力調査の結果についても、平均正答率が全教科のみの一個の数値ではございません。評価の観点ごとに出てまいります。ということは、どこの観点の部分が弱かったのか、そこをまず最初に着目していくことで、全国や東京都の学力調査を利用するといっちはあれですが、活用して、青梅の子どもたちの課題となる点を発見し、それを補うような授業ができる一つの資料にもなるのではないかなというふうにとらえます。

【委員長】 単純な質問を一つ。5年後にとしたのは、何か意味があるんですか。

【指導室長】 これは、やはり中長期的に考えたときに3年、5年、そして6年でも構わないわけですけども、やはり一つのことをやっていくときに、5年というのは中長期的というとらえ方もあろうかと思うんですが、もう一つはやはり小学校5年生で初めて学力調査の対象学年になるんです。これは東京都の学力調査でございますけれども。そうすると、5年間というのが一つの目安にはなるかなと。つまり、5年生だけ学力が上がればよいという問題ではございませんが、一つの結果としては、5年後にどういう結果が出るのかということで、5年間というようなこと。あとは、一般的に中長期的という目安でさせていただきました。

【委員長】 それでは、ご意見をいただきたいと思います。

【委員】 先ほど学力の定義を確認させていただいたのは、むしろ全国学力調査なり、東京都の学力調査なりを目標にしているんじゃないかと。すなわち、何かそういうものがなかったら、すごくあいまいな活動になってしまう。それを学力向上の十分条件とは言いません、でも必要条件なんですとしておけば構わないんじゃないかなと、思ったんです。

今、まさに5年生を最終ターゲットにというお話があって、今決定的に足りないのは、なぜ平均正答率が東京都の平均、あるいは全国の平均より低いのかという原因分析が、残念ながら必ずしもできていないと。それはむしろ、学力調査ということに絞って、原因調査をきちっとやるべきであろうというのが一つです。

それから、この間、東京都の施策連絡会のときに、杉並区でしたか、3年生ぐらいでの理解力の差がものすごく差をつけるみたいな格好のグラフが出ていたわけで、もしかして5年生に至るまでにどこかすごいターニングポイントがあって、そこをしっかりと押さえると通過できるという箇所があるのかと。それを仮説として、例えばこの学習支援の拡充でも、小学校2年生のところだけとにかくやろうとか、3年生のところだけやろうとか、仮説検証ではないですけども、やってみないことには、支援をダースとやってもだめなのかなとか、そんな気がちょっとしているんです。少なくとも、つまづくのが早ければ早いほど、後になって差がどんどんついていって、中学校で頑張ってもそれは取り返しがつかないので、何となく小学校の小さいところが大事なのかなということ、完全に雰囲気だと思っているんです。何か押さえるべきところがあるのかなと、そう思うんです。

【委員】 ○○委員と言っていることは一緒だと思うんですけども、通常の学校の教育を今までどおりと同じことをやっていて、例えば秋田のような結果が出るかという、たぶん出ないですよ。そうすると、全国とか自治体がやっている学力調査に向けて、もしも目指していくなれば、秋田県とか福井県がやっていることを導入すればいいんだと、私は単純に考えたいと思ったんです。秋田県とか福井県の方には申しわけないですけども、そういうふうに思っています。というのは、学校だけの力ではできない部分が、今、表に出ているということなのではないかなと。例えば家庭学習、秋田もやっていますよね。30何年ぐらいやっています。そういうふうな解決していかないと、何か具体性が出てこないような気がします。学力調査をある程度の基準まで目標を持ってやっていくなれば、明らかに結果が出ているところの方策で青梅がとれる方法を積極的にやっていく。少なくともやってきているので、手法もあるわけですから、それをやるというのが一番わかりやすいし、説得力もあるし、効果も出やすいんじゃないかなというふうに思います。それが青梅でできるかできないかというところではないでしょうか。そんな気がします。

【委員長】 学力向上を目指さなかった時代はないんですよ。常に目指してきたんです。それなのにまだ学力向上ということは、どういうことなのかなと、いつも問いかけてられているような感じがしてしょうがないんです。というのは、例えば習熟度別はなかなか定着しない。取り入れない。そういう頑なな、学校教育に携わっている人たちがいるわけです。なかなか新しいことを受け入れない。それから少人数学級。少人数ではあるけれども、やっている内容が、ただ人数が減っただけで中身は変わらない。それではやはり学習の成果というのは当然上がってこないんじゃないかと思うんです。そういう意味で、旧態の指導方法をやっている限り、どんなに手だてを加えても変わらないような気がするんです。じゃ、旧態の考え方を持っている先生方をどうやって変えるかというのが、やっぱり教育委員会としては大事な視点。でもそういうのを言葉で言うと、なお拒否反応が生ずるんです。この間あるところで、ちょっと私が言い過ぎたかもしれませんがけれども、拒否反応が起こっているに違いないんです。そこのところを意識を変える。やっぱり幅広い教育へのかかわり方が自分自身のものにならない限り、先生は変わらないんじゃないかと思う。例えば、どの新聞にも、全国的にこういうのが載ったとしても、これ見ない人がたぶんいると思うんですよ。教員ですら。それが現実じゃないかなと思います。決めつけちゃいけないけど、そういう調査をやる——調査をやらない方がいいというのが持論だから困りますけど。おそらくそういう人がいるんですよ。

だから、やるのなら徹底しないとだめです。習熟度別指導も少人数指導も、思い切ってやる。だって、学級の人数を変えたじゃないですか。その成果があったのかなかったのか、国もやっていませんよね。そういう吟味をしていない。少人数にして教員もふやしたのに。その成果はどこにあらわれているかなんて、あまり論議されない。やっぱりその手当をしたら、その成果をもらえるようにしていかないといけないと思うんです。

もう一つ、ちょっと言い過ぎかもしれないけれども、小中連携なんかもそうです。小中連携の一覧表をもらって、なるほどよくやっているなというふうに思う面もあるんですけども、学校

訪問しても成果物をもらえるところと、もらえないところがある。こういうふうにして、こういうふうになりましたというようなものを教育委員会が得られるように。成果物を出せというのは厳しい面がありますけれども、効果がどうなっているのかなということがわかるようにしていきたいなという気がします。

【委員】 こんな話をしたら怒られてしまうかもしれないんですけども、平均点を上げるというところからいけば、私、以前、点数の分布の資料をいただいて、80点、90点の子はどんなに頑張ってももうあと10点、20点しか伸びしろがなく、10点、20点にいる子たちがもし頑張って60点、70点とってくれば、そこで80点、90点の二、三人が頑張るよりずっと効果があるのになというのを思っていました。でも、そういう成績をとっているお子さんというのは、親もどうかかわっていいかわからないというお母さんたちの声を聞いたりします。そのレベルのお子さんたちへの対応というのは、先生方が真剣になれば、もしかしたら10点、20点から60点までというのは上げられるレベルなんじゃないのかなと思うところがあります。

それから、これも怒られてしまうかもしれませんが、どんなに周りでやいのやいの言っても、子どもが頑張って勉強してくれなければ点数が上がらないわけで、そういうときに親が、えさで釣ると、だめと言われてしまうこともあるんですけども。言葉は悪いんですが、小さな賞状1枚でもいいと思うんです。算数の問題、10問テスト「100点おめでとう」の賞状1枚でも子どもたちは喜んだりします。基礎的な勉強であればあるほど、英単語100問クリアとか、最低レベルのちょっと上ぐらいでクリアすると、青梅で1級、青梅で3級と。子どもたちはクリアすることが大好きなので、そういうのをやってもらえるといいなと。今、あまり点数を出して競争させちゃいけないとか、そういう感じになっているので、わからないですけども、漠然といい点とろうというだけだと、子どもたちに頑張れといっても……。今、英検とかすごくはやっていて、小学生でも2級に合格したとかいうのを聞いて、すごいと思うんですけども、それはクリアする何かがあるから頑張れたということだと思ったりします。

【委員】 私の担当している学生で秋田県出身の子が何人かいるんですけども、まず秋田県は公立学校でも宿題の量が半端じゃありませんからと。家庭学習ですよ。親の代からずっとそうですよと、学生が言っていました。要するに、学校の時間帯の中でどうしてもできない部分がありますので、それはやはり家庭学習に回す。宿題というのか課題というのかわかりませんが。それは基本的に昔からあるようですね。秋田県は教員の入れ替えはそんなに激しくないらしいです。私の大学から自分の地元の秋田県を受ける人はだれもいません。倍率が高くて。要するに、採用数が少ないので受けられないと。だから、活性化しているからとか、そういうことではないと思うんです。

それから、若い子どもたちは、面白い授業をしてほしいですね、楽しい授業を。そこで興味・関心、学習意欲というものを高めていかないと、いけないのかなと。そこはすごく大事なところなんじゃないかなという気がします。その研修会みたいなお金を使うのも、一つの手

かなと思います。

なぜかという、10数年前に都立学校の学力を上げようという動きがありまして、そのときに私、担当させていただいたんですが、どこに行ったかといいますと、塾の先生のところを回りました。その後、都は塾の先生から指導法を学ぶという方法をとったんです。今はどうなのか知りませんが、そういう方法をとった時期も実はありました。公立学校の先生がどうのこうのではなくて、やはりいろいろな指導、子どもの興味・関心を高めていく指導方法があるということについては、教育委員会としてバックアップして行って、研修会の講師を市の方で選定していくとか、そんな研修会も今後必要になってくるのではないかなと思います。

【教育長】 委員の方々のご意見とか、ご示唆を聞いていまして、ちょっと感じたことも含めてお話しさせていただきます。学力テストイコール競争原理というようなイメージもありましたが、学力テストを否定することによって、学力の低いものをそのままにしておいていいということにはならないので、その底上げをすることが大事だと思います。

今までもいろいろな手を尽くしてきたと思います。それでも依然として変わらない。こういう状況をどのように打破したらいいかということが、やはり大きな問題であります。学力イコール「確かな学力」、それは言語の力とか、国語力とかいうようなこともあります。やはりここは決議でも大きく挙げられているように、学力調査での結果を出しなさいということだと思います。それは、先ほど言ったように、それを競争原理だとかいうようなことで避けるのではなく、しっかりとそれを受けとめながらやっていかなければいけない。なぜかという、A問題は、基礎・基本、それからB問題は、応用、それぞれそれなりに精選された問題が出ていると思います。それをクリアしていくことが学力につながるのかなと思います。

それではどうしたらいいかという、今までもいろいろ手を打ってきたけれども、一回ここで仕切り直しをして、具体的にいうと今度の東京都の学力調査をしっかりと分析して、その情報を教育委員会が発信をして、先生方に共有していただかないといけないなというところが一つあると思います。そのためには、冊子になりますけれども、報告書みたいなものをつくって、全校に発信して、先ほど〇〇先生も言いましたように、小学校1年から中学校3年まで、9年間のスパンで一人の子どもを青梅で育てていくんだと、そういう流れも含めてやっていかないと、なかなか難しいのではないかと思います。

それからもう一つ、5年後に全国平均に近づけることがあります。これはやはり一つの目標を立てないと、ものは進まないということで、事務局でもいろいろと議論しましたが、5年ぐらいのスパンで結果を出していくという考え方がいいのではないかということになりました。あとは公表です。いたずらに競争を招くということでしたが、もうすでに東京都の平均と青梅市の平均が出ているのだし、全国でどのぐらいの位置なのかということは、市民も知りたいと思います。そういうことをしっかりと発信していくということで、家庭にも理解をしていただけないか。そういう方向にもっていければ、少し変わっていくのかなと思います。少しシフトして、今までやってきたことじゃなくて、教育委員会も学校も家庭も一緒にやらないと、子どもたちは

社会に出てしっかりとした生活もできないだろうし、そういうことも大事なことなのかなと思って、このような形にしました。またご意見いただければと思います。

【委員】 今のお話、ものすごく私も大事だと思うんです。もう一つ、じゃあ5年生のテストの結果を分析したときに、実をいうとすでに習熟度の差がついていて、あ、習熟度の差があるなどという結果がわかる可能性があるわけです。じゃ、その差がつく前ってどこで、そこでとにかく差をつけさせないような何かをしなくちゃいけない。ですから、もしかしたら習熟度別はなくていいんじゃないか、少人数で習熟度の差ができないぐらいまで頑張るんだというくらいになるのが、底上げという気がいたしました。

他地区だと、例えば小学校卒業生80人のうち50人が私立の中学校に行きますなんていうところが都内にはあるわけですし、そういう意味ではある種、目標があってそれに向かってやるから、モチベーションが高いというのがあるわけですね。青梅の場合、それがなかったら、先ほど〇〇先生が言われるとおり、それにかわるものとしての何か目標設定、何級だとか、それはすごくそのかわりとしてはいいんじゃないのかなということ、私、感じました。

それから、〇〇先生の、秋田では親の代からというのを聞くと、5年じゃなくて25年ぐらいかかるのかなと。家庭がそういうものだと思うまでに、子どもが親にならないといけないということですね。なかなか大変だなという気はしたんですけども、そのくらい続けたから、秋田はそうなったのかもしれないですね。

【委員】 30年前の学力調査で秋田県が非常に低かったので、秋田県バージョンとして、そういう手法をその時代からとってきているみたいですね、大雑把な言い方をすると。だから、5年、10年ではない底力があるという感じがします。

【委員】 青梅はそこを5年でやろうと考える、それもまた格好いいですけどね。

【委員】 それから、今、塾の問題がありましたけれども、やはり塾に行く子どもたちというのは、早くても3年生ぐらいからだと思うんですよ。1・2年から行く塾はないとは言えないですけども。そうすると、〇〇委員がおっしゃったように、どこで開きが出てくるかという、一つはよく言われている10歳が考えられます。3年生から4年生になるときに、かなり学習内容が算数を中心に難しくなってきますので、その辺が一つ考えられるのと、もしもそれ以前に何か出てくるとすれば、そこは注目して補っていく手法をとっていく。それで、国なり都の学力調査を一つの目安としながら、活用していきながら、少し上がったぞ、少し上がったぞというところを市全体で共有していけば、市のエネルギーが活性化してくるんじゃないかなと、そんな気がします。

【委員長】 それでは、ご意見、ご質問は打ち切らせていただきます。

協議事項ですのでお諮りします。

本件につきましては、事務局から説明がありました取組に対して、教育委員会として各委員の意見を取り入れ、今後さらに議論を重ねながら進めていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市の児童・生徒の学力向上を目指す決議への取組については、今後さらに議論を重ねながら進めていくことといたします。

3 青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会設置要綱の制定について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、協議事項3、青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会設置要綱の制定について、説明をさせていただきます。

青梅市の中央図書館は、平成20年3月に開館しまして、丸5年となります。開館前に中央図書館はどういう管理運営をするかということで、いろいろ検討した結果、現在の方法であります職員、嘱託職員、臨時職員という形での運営をしているところでございます。

また、分館につきましては、昭和48年に梅郷図書館が開館いたしまして、11の独立した地域図書館としてずっと運営してまいりました。平成20年4月に市民センター改革の一環といたしまして、市民センター図書館11館を中央図書館の分館と位置づけたところでございます。

管理につきましては、中央図書館職員が図書の購入、廃棄といった蔵書管理を行い、窓口につきましては臨時職員が交代で実施しているところでございます。

話は変わりますが、最近佐賀県武雄市で蔦屋書店——蔦屋ではなくてカルチャ・コンビニエンス・クラブ（CCC）でございますけれども、指定管理者となりまして、この4月にオープンいたしました。本や雑誌を販売している、またスターバックスがありましてコーヒーを飲みながら本が読める、またTポイントカードが利用者カードになる。こうしたいろいろな意味で評判を呼んでいるところでございます。また、大勢の方が今訪問しているということで、ニュースにもなっております。さらに、日本全体を見ますと、青梅市もそうですけれども、人口減少、高齢社会が到来しているところでございます。

そういった中で、青梅市におきまして、今年度から開始いたしました第六次青梅市総合長期計画の中で、図書館の基本施策におきまして、運営方法等の検討をあげさせていただきました。図書館の管理運営体制の見直しや、サービス部門での特色ある分館措置など、今後の施設のあり方について検討します、としております。また、教育委員会の基本方針および基本施策におきまして、管理運営体制の検討が今年度の目標となっております。さらに、市でやっております行政改革推進プランにおきまして、図書館の指定管理者制度を検討するというふうになっているところでございます。

こうした中で、委員会を設置いたしまして、今後の青梅市の図書館について検討していきたいということで、この要綱の制定を上げさせていただいたところでございます。

協議資料の3をご覧くださいと存じます。

初めに、設置についてでございますが、青梅市図書館における今後の管理運営方法等のあり方について、指定管理者制度の導入等を含めた検討を行うため、青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会を設置しようとするものでございます。

次に、2の所掌事項でございますが、1つは図書館における今後の管理運営方法等に関することといたしまして、青梅市図書館のあり方や休館日、開館時間、また分館のあり方、分館での具体的運営などについて検討したいと考えております。

2つ目につきましては、図書館における指定管理者制度、業務委託制度等の導入に関することでございます。現在、管理運営方法といたしましては、先ほど申し上げましたが、教育委員会が行うという形で直営方式と呼ばれるものでやっておりますが、ほかに指定管理者制度や、また業務委託制度といった、現在大きく3つの制度がございます。実際におきましては、それぞれ適した方法を導入しているところではありますが、青梅市におきましても市民の図書館として最適な管理運営方法を検討しようとするものでございます。

3つ目のその他図書館のあり方に関することにつきましては、規定の文言でございます。

次に、3、組織でございますが、教育部長以下12人をもって組織しようとするものでございます。長期計画の担当、財政担当、組織担当、人事担当、契約担当、また市民センターの担当、教育委員会の関係者などにより構成しようとするものでございます。

次に、4、委員長の職務および代理、5、会議につきましては記載のとおりでございます。

6、報告におきましては、教育長より報告することとしてございます。

7、庶務につきましては、中央図書館管理課において処理するものでございます。

最後に、実施期日につきましては、平成25年5月28日から実施し、教育長へ報告のあった日の翌日をもって廃止しようとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご協議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願いをいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 設置要綱案については、これで特に意見はないんですけども、議会とか市民の方等から、あり方検討委員会について何か要望とか方向性とか出ていますか。

【中央図書館管理課長】 議会の方につきましては、休館日とか開館時間とか、分館のさらに発展というか、特色を持たせるようにというようなご意見をいただいたことを含んでございます。市民の方につきましては、市民アンケート等に入っておりますが、一番多かった開館時間、休館日といった関係を含んでございます。

【委員】 そうすると、2番の所掌事項については、1から、どういう内容かも含めていろいろな意見が出てくるということを想定した上での委員会と考えてよろしいですか。

【中央図書館管理課長】 そのとおりでございます。

【委員】 ちょっと関連するんですが、指定管理者制度とか、業務委託制度というのを入れるか

どうかという検討の前に、どんな図書館がいいかというのをもうちょっと広く、有識者も入れた形で検討するかどうか、この検討の中に入れてほしいなという気がするんです。いきなり、武雄がやっているからちょっとカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）に頼むかというか、その前の理念が武雄市にはあったと思うので、そこを考えると、ここで考えるか、あるいはもうちょっと識者を入れて考えるのかわからないですけども、その辺が欲しいなと思います。

【教育部長】 武雄というのは例を挙げて言ったところでごさいます、図書館については、いわゆる開館時間をもっと広げてくれとか、あるいは年中無休にしてくれとか、そういうご要望もいただいています。そういう市民サービスにこたえるのに、委託がいいのか、指定管理ならもっといろいろなことが簡単にできるのか。いわゆる経費の問題もごさいますので、直営では無理だけれども委託ならば、そういう市民の要望を取り入れても効率的な運営ができるかどうか。そういう部分を含めて、いわゆるサービスの内容と運営の仕方をリンクさせてどちらがいいか、どういう方向性がいいかということをとータルで検討しようというところで、この要綱になっております。

【委員】 現在の図書館のままで、開館時間を長くしてほしいかなという考え方が一つあると思うんですね。それともう一つ、今後の図書館のあるべき姿というか、長期計画ということであるならば、何かがあって、そういう中で委託という考え方も出てくるでしょうし、少し幅広い目で見てほしいなと思ったんです。今回の目的がそうじゃないのと言われれば、それはまた別途考えていただきたいということで結構です。

【委員】 ビジョンまで含めたところまで内容に入ってくるのか、現在のものを活用しながらよりよくしていこうというのか、その辺で幾つかもとになる考え方があると思うんです。私なんかこれからの図書館のあり方について、夢のような図書館にしていくのか、そうではなくて現状の中でのさらなる発展を目指していくのか、いろいろな考え方があると思うので、検討委員会の中にどれほどの内容を入れられるかというのは、非常に興味があるなということなんです。

【教育部長】 基本的には、全く新しいものということではなくて、現有の中でいかに市民の要望にこたえられるかということではあります。それと、いわゆる図書館運営協議会というのがごさいますので、当然こちらの方向性については、その協議会の方でもご意見をいただきます。いわゆる行政だけで決めるということではなくて、その運営協議会の中の委員さんのご意見もいただきながら、方向性については決めていくということになっております。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館の管理運営方法等に関するあり方検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第7号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第7号を議題といたします。青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、議案第7号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、青梅市民会館条例第19条の規定にもとづき、青梅市民会館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、社会教育関係機関の職員および社会教育関係団体の役員の職にあり1名の退任に伴い、青梅市自治会連合会から推薦をいただきました、議案第7号に記載いたしました方に委嘱をしようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、今回の委嘱にかかる委員以外の者もここに掲載をさせていただきます。

前のページにお戻りいただきまして、任期につきましては、平成25年5月28日から、前任者の残任期間であります平成26年11月17日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それではこれより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第7号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程についてご説明いたします。

初めに、6月27日(木)、学校訪問がございます。訪問校は第三小学校でございます。8時40分に教育委員会にご集合いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、7月1日(月)、同様に学校訪問がございます。訪問校が第四小学校、時間は同様に8時40分に教育委員会に集合していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、7月4日(木)、第5回教育委員会定例会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。終了後に、小学校長との懇談会を予定しております。

ので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、7月8日（月）、学校訪問でございます。訪問校は第二小学校、時間はほかの訪問と同様で、午前8時40分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。長時間にわたりましたがけれども、ご苦労さまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員